

千葉県環境影響評価条例（抜粋）

（準備書についての市長の意見）

- 第24条 市長は、見解書の提出を受けたとき、又は第22条第1項の意見書が提出されなかったときは、事業者に対し、規則で定める期間内に、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、第22条第1項の意見及び見解書に記載された見解並びに次条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあつては当該公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。
- 3 第13条第3項及び第14条の規定は、準備書について準用する。

（方法書についての市長の意見）

- 第13条 市長は、前条第1項の期間を経過した後、事業者に対し、規則で定める期間内に、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、前条第1項の意見に配慮するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（千葉県環境影響評価審査会への諮問）

- 第14条 市長は、前条第1項の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。